

1964年4月3日(第7日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時34分~午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久	宴太郎	2番	比嘉	亮
4番	安次	信盛	5番	石川	定
7番	稻嶺	正康	8番	田川	真英
10番	又吉	正弘	11番	川村	繁
13番	伊佐	眞得	14番	村喜	永
16番	宮里	敏行	17番	佐伊	寿
19番	武島	男	20番	仲村	貞盛
					光
					21番
					古波藏
					清次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲村 春勝 助役 具屋 真徳 収入役 沢し 安一
総務課長 松川 正義 住民課長 仲村 春信 民生課長 当山 全喜
財政課長 奥里 将俊 経済課長 伊佐 友誠 水道課長 國吉 真義
建設課長 島袋 昌兼 消防団長 大城 仁幸

7. 議会事務局出席者

事務局長 宮城 光雄 書記 照屋 穀・島袋 真由・知念 善光

議事

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 諒問第2号、市有財産の管理及び処分について。

” 2. 議案第7号、1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算について。

1964年4月3日(第7日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時34分~午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久	宴太郎	2番	比嘉	亮
4番	安次富	信	5番	石川	定
7番	稻嶺	康正	8番	田川	六
10番	又吉	弘	11番	石川	正繁
13番	伊佐	真得	14番	村	喜永
16番	宮里	敏行	17番	佐村	貞寿
19番	武島	男	20番	佐村	盛光
					3番
					6番
					9番
					12番
					15番
					18番
					21番
					久村
					里川
					天仲
					安大
					宮城
					中里
					古波蔵
					雄果明昇昌助
					盛春安
					久里川
					天仲
					安大
					宮城
					中里
					古波蔵
					雄果明昇昌助
					盛春安
					久里川
					天仲
					安大
					宮城
					中里
					古波蔵
					雄果明昇昌助
					盛春安
					久里川
					天仲
					安大
					宮城
					中里
					古波蔵

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲村 春勝	助役 吳屋 真徳	収入役 沢し 安一
総務課長 松川 正義	住民課長 仲村 春信	民生課長 当山 全喜
財政課長 奥里 智俊	経済課長 伊佐 友誠	水道課長 国吉 真義
建設課長 島袋 昌兼	消防団長 大城 仁幸	

7. 議会事務局出席者

事務局長 宮城 光雄	書記 照屋 穀・島袋 真由・知念 善光
------------	---------------------

議事

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 請問第2号、市有財産の管理及び処分について。
* 2. 議案第7号、1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算について。

議長～出席13名であります。市町村自治法第53条の規定よつて議会は成立いたしますので、只今より本日(第7日目)の開議開きます。
(午前10時34分)

議長～暫休憩いたします。(午前10時35分)

議長～再開いたします。(午前10時50分)

議長～日程第1. 諒問第2号、市有財産の管理及び処分についてを議題といたします。本案は先に質疑の段階において繼續審議になつておりましたので引き続き本案に対する質疑を求めます。

16番処分の時期及び方法の所の(口)前項が適当でない場合は、一般競争入札をするとなつておりますが、現在の契約条項との関連はどうなついるか、それから地料の問題で管理状況はどうなつているかお伺いします。

助役～契約状況の関係については、状況としては市が使う場合においてはいつでも返すという条件ですが、それから一般競争入札に移すというふうな場合民法との関係については、そういう事実も出て来るんぢやないかと思つておりますが、しかしその方は諒問してありますのは原則的には契約関係者との何を原則に取つておりますので、しかし一般競争入札に付した場合には、民法との関連も出て来はせんかと思つております。現在の管理状況については現在入つている分については全部契約されておりますので、契約によつての使用料の方は徴収されしております。

5番～関連質問いたします。只今の処分時期及び方法の(口)の項の方でありますが、宮里議員の質問に対して只今助役の説明の中に民法との関連はするといふうな説明であつた様に受け取つておりますがそういう意味ですか。

助役～一般競争入札にした場合において民法との関連といふうな何ぞござりますので、そう云う場合はありうるんぢやないかという事です。

5番～民法の賃貸借に関する法律その民法の賃貸借に関する法律に照してこの(口)項はむじゅんするといつた考えはなかつたですか、結局ここに(口)前項が適当ぢやない場合は一般競争入札とすると打出しからには、それのからんぞおるといふうな意味が多分にあると思いますが、であるからには民法の賃貸借に関する法規には、ていしょくしないといふ前提でこういうふうに打出したんですか。

助役～ていしょくしない何んぢやなくして、ていしょくする場合もありうるという訳であります。

議長～出席13名であります。市町村自治法第53条の規定よつて議会は成立いたしますので、只今より本日(第7日目)の開議開きます。
(午前10時35分)

議長～暫休憩いたします。(午前10時35分)

議長～再開いたします。(午前10時50分)

議長～日程第1. 質問第2号、市有財産の管理及び処分についてを議題といたします。本案は先に質疑の段階において継続審議になつておりますので引き続き本案に対する質疑を求めます。

16番処分の時期及び方法の所の(口)前項が適当でない場合は、一般競争入札をするとなつておりますが、現在の契約条項との関連はどうなつてゐるか、それから地料の問題で管理状況はどうなつてゐるかお伺いします。

助役～契約状況の関係については、状況としては市が使う場合においてはいつでも返すという条件ですが、それから一般競争入札に移すというふうな場合民法との関係については、そういう事実も出て来るんぢやないかと思つておりますが、しかしその方は質問してありますのは原則的には契約関係者との何を原則に取つておりますので、しかし一般競争入札に付した場合には、民法との関連も出て来はせんかと思つております。現在の管理状況については現在入つている分については全部契約されておりますので、契約によつての使用料の方は徴収されしております。

5番～関連質問いたします。只今の処分時期及び方法の(口)の項の方であります、官里議員の質問に対して只今助役の説明の中に民法との関連はするといふうな説明であつた様に受け取つておりますがそういう意味ですか。

助役～一般競争入札にした場合において民法との関連といふうな何でござりますので、そう云う場合はありうるんぢやないかという事です

5番～民法の賃貸借に関する法律その民法の賃貸借に関する法律に照してこの(口)項はむじゅんするといつた考えはなかつたですか、結局ここに(口)前項が適当ぢやない場合は一般競争入札とすると打出したからには、それからんであるといふうな意味が多分にあると思いますが、であるからには民法の賃貸借に関する法規には、ていしょくしないといふうな前提でこういふうに打出したんですか。

助役～ていしょくしない何んぢやなくして、ていしょくする場合もありうるという訳であります。

5 番～それならば、契約の中には当局が必要の場合にはいつでも返えすという条項があるから、そういう契約内容になっているからというふうな説明もありましたが、仮りに契約の中に当局が必要な場合には相手の不満も押さえて一方的にいわゆるそのまま契約を解除出来るという立場にあるんですか。

助 役～先の質問が現在の契約の条件にがについての何を聞いておられましたので、現在条件としての何は市が必要の場合には、いつでも返済するというふうな条件に入つておるという何ですが、これが結局はそういう何が入つておるから民法上はていしょくしないというふうな解釈ではございません。それ自体が民法との解釈にも相違が出来るんじゃないかと思つておる訳です。

(口)の場合にやつた場合の民法との関係は、その場合は(口)の場合ではありますましても結局は民法との関連は出て来るんぢやないかという事を申上ておきます。

5 番～それぢや16番さんの、いわゆる関連という立場から市有財産を個人に借してある。いわゆる貸貸借であるが、その契約の中に市当局が必要な場合にはいつでも契約を解除するというふうに、もし契約条項の中にあるとした場合に、それは有効だと思いますか当局は。

助 役～その場合においては民法と、それから借貸法ですかこれとの関係、借貸法との関係からして、ていしょくするんぢやないかとこう思います

5 番～結局仮にそういうふうな貸貸借の中にそういう契約がありまして、單なる気概の文くであります実際に、そのいつでも使用する場合には契約を解除するというふうな実際の行徳は出来るというふうにお考えでありますか。又出来るというふうな解しやくを取つておりますかこの諮詢案件と関連した立場でです。例えは今甲というユツの市有財産をちゃんと契約を取りかわして貸してあるとします。その契約の条項の中に当局が必要の場合にはいつでも返還に応ずる。いわゆる条文が契約条文がうたわれている場合、それはそのまま行徳出来るという考えに立つてあるんですか。その諮詢案件は若し私の質問のポイントはまさか当局がそういう事は知らないということはないはずです。つまり知つておきながらなぞそういうふうな(口)項の文くをわざわざ加入したか、それをお聞きした訳です。

助 役～(口)項の場合はですね。(イ)項の何を原則として何する眼ですがしかし(口)項の場合と申しますと、現在の借りておる人が借りておる側の事情によつてどうする事は出来ないという。それは外にやつても良いというふうな結局は自分としては、先取特權を放棄した様な場合にこの方が適用なるんではないかと考えております。その方はいつでも市が使う場合においては返還するというふうな契約に基いての(口)項ではございませんので。

5 番～それならば、契約の中には当局が必要の場合にはいつでも返えすという条項があるから。そういう契約内容になつているからというふうな説明もありましたが、仮りに契約の中に当局が必要な場合には相手の不満も押さえて一方的にいわゆるそのまま契約を解除出来るという立場にあるんですか。

助 役～先の質問が現在の契約の条件に該当についての何を聞いておられましたので、現在条件としての何は市が必要の場合には、いつでも返済するというふうな条件に入つておるという何ですが、これが結局はそういう何が入つておるから民法上はていしょくしないというふうな解釈ではございません。それ自体が民法との解釈にも相違が出て来るんじやないかと思つておる訳です。
(口)の場合にやつた場合の民法との関係は、その場合は(口)の場合ではありますても結局は民法との関連は出て来るんぢやないかという事を申上げおきます。

5 番～それぢや16番さんの、いわゆる関連という立場から市有財産を個人に借してある。いわゆる賃貸借であるが、その契約の中に市当局が必要な場合にはいつでも契約を解除するというふうに。もし契約条項の中にあるとした場合に、それは有効だと思いますか当局は。

助 役～その場合においては民法と、それから借貸法ですかこれとの関係、借貸法との関係からして、ていしょくするんじやないかとこう思います

5 番～結局仮にそういうふうな賃貸借の中にそういう契約がありまして、單なる気概の文くでありますて実際に、そのいつでも使用する場合には契約を解除するというふうな実際の行使は出来るというふうにお考えでありますか。又出来るというふうな解しやすく取つておりますかこの詰問案件と関連した立場でです。例えば今甲というユウの市有財産をちゃんと契約を取りかわして貸してあるとします。その契約の条項の中に当局が必要の場合にはいつでも返還に応ずる、いわゆる条文が契約条文がうたわれている場合、それはそのまま行使出来るという考えに立つているんですか。その詰問案件は若し私の質問のポイントはまさか当局がそういう事は知らないということはないはずです。
つまり知つておきながらなぜそういうふうな(口)項の文くをわざわざ加入したか、それをお聞きした訳です。

助 役～(口)項の場合はですね。(イ)項の何を原則として何とする訳ですがしかし(口)項の場合と申しますと、現在の借りておる人が借りておる側の事情によつてどうする事は出来ないという、それは外にやつても良いというふうな結局は自分としては、先取特権を放棄した様な場合にこの方が適用なるんではないかと考えております。その方はいつも市が使う場合においては返還するというふうな契約に基いての(口)項ではございませんので。

5 番～結局契約条項の通り相手側もそのまま自説的にその条文に従うというふうに、そういうケースが出て来た場合には、それに適用するためにはどういう（ロ）項を持つた訳ですか。

助 役～そうですございます。

5 番～それぢやわかりました。それぢやもう1件お聞きいたします。現在市有財産やその土地を借りて使用しておられる方々は現在借りているよりも或は又買った方が良いんだと、現在どうすれば良いかそういう点に対するその使用者側がどういうふうに考えているかを御調査なされたことはないですか。

助 役～現在のことと調査はしておりますが、前に区画整理して貸し付けるんだというふうな時に地元の方からの意向としましては、この際払い下してくれという要望を受け、現段階においての意向はまだ確めておりません。

5 番～この前払い下してくれという要望があつたというのは、個人からされずか、その借地人の代表者からのですか。

助 役～そうですあります。

10番～この処分は30番と31番というふうになつておりますが、この中には軍用地その他が含まれておりますが、これはもち論道路では出来ると思いますが、処分する場合の登記の面ですね。これも軍用地には、これも付属して返えすのであるか。それはどういう様な処置にされるか。それについてお伺いします。

助 役～この方は現在の所30番、31番或はその他においつも同一地番で持つて種種雑多の方法で使われておりますので、仮にこれが払下げというふうなかつこうになつた場合においては、どうしてもこれに各使用者ごとに分筆してから払下げした方が良いんぢやないかという様な考え方であります。

19番～先程の説明によりますと契約条項の中に市が必要とする場合はいつも市に返還するという条文がうたわれているという事をおつしやておりましたが、その条文自体は借地法にあります。單なる法にすぎないという事がうたわれておりますけれども、その場合いわゆるそれでそこに建物を立て、借地権というのも成立しておりますが、その場合に当該借地人の結局市のいわゆるそういう返還に対して反対した場合ですね、その処置についてどういうふうな方法でやるか。

5 番～結局契約条項の通り相手側もそのまま自発的にその条文に従うというふうに。そういうケースが出て来た場合には、それに通用するためにはこういう（口）項を持つた訳ですか。

助 役～そうですございます。

5 番～それぢやわかりました。それぢやもう1件お聞きいたします。現在市有財産やその土地を借りて使用しておられる方々は現在借りているよりも或は又買った方が良いんだと、現在どうすれば良いかそういう点に対するその使用者側がどういうふうに考えているかを御調査なされたことはないですか。

助 役～現在のことと調査はしておりますが、前に区画整理して貸し付けるんだというふうな時に地元の方からの意向としましては、この際払い下してくれという要望を受け、現段階においての意向はまだ確定しておりません。

5 番～この前払い下してくれという要望があつたというのは、個人からですか、その借地人の代表者からのですか。

助 役～そうですあります。

10番～この処分は30番と31番というふうになつておりますが、この中には軍用地その他が含まれておりますが、これはもち論道路では出来ると思いますが、処分する場合の登記の面ですね。これも軍用地には、これも付属して返さるのであるか。それはどういう様な処置にされるか。それについてお伺いします。

助 役～この方は現在の所30番、31番或はその他においつも同一地番で持つて種種雑多の方法で使われておりますので、仮にこれが払下げというふうなかつこうになつた場合においては、どうしてもこれに各使用者ごとに分筆してから払下げした方が良いんぢやないかという様な考え方であります。

19番～先程の説明によりますと契約条項の中に市が必要とする場合はいつも市に返還するという条文がうたわれているという事をおつしやておりましたが、その条文 자체は借地法にありますまして、單なる法にすぎないという事がうたわれておりますけれども、その場合いわゆるそれでそこに建物を立て、借地権というのも成立しておりますが、その場合に当該借地人の結局市のいわゆるそういう返還に対して反対した場合ですね、その処置についてどういうふうな方法でやるか。

助 役～この方につきまして、先き5番さんの御質問にお答えいたしました通り、(ロ)項を持つてやるというふうな何を原則としては(イ)項でもつてやるというふうな何でございますが、その場合においての処置については強制というふうな何は今の所考えておりません。あくまでも相談でもつて出来るだけ現在の使用者の方が引受けてもらう様な方法で考えております。

19番～あくまでも話合でもつて解決付ける以外はないという訳ですね。

助 役～今の所はそういう事になつております。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時3分)

議 長～再開いたします。(午前11時8分)

1 番～本諮詢案の趣旨は現在市有地を建物を目的として貸してあるので、貸してある賃貸料よりは解決した方が良いという趣旨のもとに諮詢をやつている訳ですか。
地料の問題が貸した方が良いか、取つた方が良いかという関係と、地料が問題になると思います。もちろん現在の地料は相当安いという事は聞いておりますが、借地法の12条でいう地料の値上この引上の請求権が市にはある訳です。従つてそういう方法で一定の希望目的の賃貸料に比較して、その適確であるという様な事について地主側と折衝してありますかどうか、又地主と現在の市と土地賃貸契約の内要はどういうふうな内要であるか、御説明願います。

助 役～賃貸料の問題について地主側の方と買主側の方と話合つた事はない
それから契約の内要につきましては年限にして10年、それから先き申立て申上げました。市の方で必要の場合いつでも返還すると、この2
ツが主になつております。

1 番～そうしますと、一応現在の地代は10年間は有効であるというふうに解いられるわけです。この契約にしてから10年経過して後は。

助 役～賃貸料の何については、更新することが出来る様な条項になつております。

1 番～そういう条項になる以上はやはり近傍土地の賃貸料に比較して賃貸料がそうとうの差がある場合は臨時に値上するということが出来るというふうになつて、当然値上は出来るものとして予想される訳です。これを近傍土地の賃貸料と比較してですね。賃貸料を取つた場合にはどういう事が考えられるかですね。そこも必要を要する問題ぢやないかどうか、従いましてもち論現在もすでに貸してある建物につきましては、妥当売却する場合でもある程度値段というものは

助 役～この方につきまして、先き5番さんの御質問にお答えいたしました通り、(ロ)項で持つてやるというふうな何を基準原則としては(イ)項でも持つてやるというふうな何でございますが、その場合においての処置については強制というふうな何は今の所考えておりません。あくまでも相談でもつて出来るだけ現在の使用者の方が引受けたらう様な方法で考えております。

19番～あくまでも話合でもつて解決付ける以外はないという訳ですね。

助 役～今所はそういう事になつております。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時3分)

議 長～再開いたします。(午前11時8分)

1 番～本諮詢案の趣旨は現在市有地を建物を目的として貸してあるので、貸してある賃貸料よりは解決した方が良いという趣旨のもとに諮詢をやつている訳ですか。地料の問題が貸した方が良いか・取つた方が良いかという関係と、地料が問題になると思います。もち論現在の地料は相当安いという事は聞いておりますが、借地法の12条でいう地料の値上この引上の請求権が市にはある訳です。従つてそういう方法で一定の希望目的の賃貸料に比較して、その適確であるという様な事について地主側と折衝してありますかどうか、又地主と現在の市と土地賃貸契約の内要はどういうふうな内要であるか、御説明願います。

助 役～賃貸料の問題について地主側の方と買主側の方と話合つた事はない。それから契約の内要につきましては年限にして10年、それから先き申立て申上げました、市の方で必要の場合いつでも返還すると、この2つが主になつております。

1 番～そうしますと、一応現在の地代は10年間は有効であるというふうに解いされるわけです。この契約にしてから10年経過して後は。

助 役～賃貸料の何については、更新することが出来る様な条項になつております。

1 番～そういう条項になる以上はやはり近~~接~~土地の賃貸料に比轍して賃貸料がそうとうの差がある場合は臨時に値上するということが出来るというふうになつて、当然値上は出来るものとして予想される訳です。これを近~~接~~土地の賃貸料と比轍してですね。賃貸料を取つた場合にはどういう事が考えられるかですね。そこも必要を要する問題ぢやないかどうか、従いましてもち論現在もすでに貸してある建物につきましては、妥当売却する場合もある程度値段というものは

ある程度そこに自然的にこうそくされて来るんぢやないかと思う訳です。借地人に優先して来るという事になれば、近傍土地の地価よりはある程度安くやらなくちやいかんという事は、充分に想定出来る訳です。従つて若し市が思つている値段で売れない場合はやはり地代を上げる以外には解決策はないという事になりますので、その点充分研究してもらわんと、この問題は結論は出しかねるというふうに考へる訳です。それについて当局としてどういうお考えですか

議 長～暫休憩いたします。(午前11時11分)

議 長～再開いたします。(午前11時30分)

1 番～当局にお伺いいたしますが、効率的な運用面から処分した方が良いという考えのもとに、この諮問は出されておるものと考えております。私がお聞きしたい事は、この処分した。いわゆる費用ですね。費用の効率的運用について一応考えられておるかどうか。それについて、処分した後の費用ですね。

市 長～具体的にこれを賣うという案はもつておりませんが、方法としてはどうしても又市に必要な、それに變るべき土地を購入したいとこう思つております。申上ますのは今市でも敷地さえあればこういうもののが誘致出来るがと思う公共の施設でも適當な土地が得られんためになかなか困つている様な点がありますので、今の所これという具体的な処分してあるその金額もそれはつきりしなし、今の所それという具体的な案はないんぢが、結局出来るだけこれは有効に使うものに使いたいとこう思つております。

1 番～そういう意味でありますならば、処分にした場合の一時的処分費の保管問題ですね。これは処分費の費用をして具体的に方向づけをしておつた方が良いと思いますが、例えば一般財産基金積立にまわしておくとか、必要があるまればこれを通常の予算に織入れた場合に年次的に消費されて行くと、効率的運用にはならないので、そこを充分に方針を決定しなければいかんとこういうふうに思います

4 番～議会がこの諮問に答申するということは、方針を決定するんだということになりますが、その資料ではそういう様な宣告も打出せるかどうか。いささか疑問に思つておりますが、先き程休憩の場合に総務課長の話では、まだ比較対象するこの資料がまだ検討していないと。例えば周囲の管理する場合、周囲の賃貸料或は又契約更新後の資料がどの程度賃貸料になるかどうか、そういう様なものと或はそれを処分する場合に大体平均もち論これは中の地価と或は又道路に面している地価が大部差があると思いますが、平均してどの程度周囲の状況からして或は又取得権がある現在の使用者に対して、優先的に処分した場合大体平均してどの程度を売れるんぢやないかと

ある程度そこに自然的にこうそくされて来るんぢやないかと思う訳であります。借地人に優先して来るという事になれば、近^隣土地の地価よりはある程度安くやらなくちやいかんという事は、充分に想定出来る訳です。従つて若し市が思つている値段で売れない場合はやはり地代を上げる以外には解決策はないという事になりますので、その点充分研究してもらわんと、この問題は結論は出しかねるというふうに考える訳です。それについて当局としてどういうお考えですか

議長～暫休憩いたします。(午前11時11分)

議長～再開いたします。(午前11時30分)

1番～当局にお伺いいたしますが、効率的な運用面から処分した方が良いという考え方のもとに、この諮問は出されておるものと考えております。私がお聞きしたい事は、この処分した・いわゆる費用ですね。費用の効率的運用について一応考え方をお聞かせ下さい。

市長～具体的にこれを賣うという案はもつておりませんが、方法としてはどうしても又市に必要な、それに變るべき土地を購入したいとこう思つております。申上ますのは今市でも敷地さえあればこうも^ぬが誘致出来るがと思う公共の施設でも適當な土地が得られんためになかなか困つている様な点がありますので、今の所これという具体的な処分してあるその金額もそれはつきりしないし、今の所それという具体的な案はないんだが、結局出来るだけこれは有効に使うものに使いたいとこう思つております。

1番～そういう意味でありますならば、処分にした場合の一時的処分費用の保管問題ですね。これは処分費の費用として具体的に方向づけをしておつた方が良いと思いますが、例えば一般財産基金積立にまわしておくとか、必要があるまればこれを通常の予算に繰入れた場合に年次的に消費されて行くと、効率的運用にはならないので、そこを充分に方針を決定しなければいかんとこういうふうに思います

4番～議会がこの諮問に答申するということは、方針を決定するんだということになりますが、その資料ではそういう様な宣告も打出せるかどうか。いささか疑問に思つておりますが、先き程休憩の場合に総務課長の話では、まだ比較対象するこの資料がまだ検討していないと。例えは周囲の管理する場合、周囲の賃貸料或は又契約更新後の資料がどの程度賃貸料になるかどうか、そういう様なものと或はそれを処分する場合に大体平均も論議これは中の地価と或は又道路に面している地価が大部差があると思いますが、平均してどの程度周囲の状況からして或は又取得権がある現在の使用者に対して、優先的に処分した場合大体平均してどの程度を売れるんぢやないかと

処分出来るんぢやないかといつた様な。ある程度の比較出来る様な資料がないと売つて良いものか或は又そのまま地料を上げて管理して良いのか、その辺が全然皆目。わかりませんので、その大体の線をですね資料として出して置くならば直ぐある程度は見透しが付けられるんぢやないかというふうに考えられる誤です。それとあの地域の実状を私前から見ておりますが、やはり地価はものすごく上つておりますが、賃貸料においては以前として民間の場合は上つております。それからするとやはり後何ヶ年、或は来年が更新だと契約更新だという事になるんだが、はたして市が意図している地料が、地料の値上が出来るかどうか、それに対するある程度疑問を持つておりますので、そういうふうな面と、それから平均してどの程度売れるかどうか、その辺の比較になる資料がなりかねる、はつきりした縁が打出せないかというふうに考えますが、それについて。

市長～一応この財産もまず処分しても良いというこの諮問に対して答申を得られるならば、その時期とか値段とかいうものは、更に委員会をですね、作つてそしてそこで査定をし、大体どの程度の値段が適当であると、又或は時期もそういうふうな最終的な計画は、これから立てるので今すぐいくられ売れるとかいう事はまだ考えておりません。

4番～処分をするという諮問を答申するからにはですね、どの程度で売れるんぢやないかと、そうすると平均してどの程度どれが借すよりかは良いし、或は又使用者においてもですね、ずっと前から買いたいという様な市民からはつきり意向がもらしておりますが、しかし、市が今まで売らなかつたんだという事が、今までの経過でありますので、そういう所によつて売つても良いという答申がですね、売つても良いという答申はおゆみゆつしやる様に具体的な。例えば前の方がいくらとか、或は後はいくらといつたように値段のですね。差額が出て来るんぢやないかと思いますが、あの周囲のですね、状況からしてどの程度売れるから売つた方が貸すよりは良いんだという様なですね、ある程度の資料がぞないかぎり議会として、売つても良いとか或は売るよりは値上して貸した方が良いんだといつた様な基本的な線がはつきり打出せないんぢやないかといつた様な点で。

助役～基本的な線というのは適当な値段であれば売つても良いかという事であります。あの辺の周辺を調査してですね、今の所は基本的な何はあの辺の地代もいろいろ調べて資料も集めて、そして置もそこはいくらと、それから一寸中へ入るといいくらというふうに段階がつくと思うんですが、適当な値段という事、今の所いくらという線は一寸持つておりません。

議長～暫休憩いたします。(午前11時39分)

処分出来るんぢやないかといつた様な，ある程度の比格出来る様な資料がないと売つて良いものか或は又そのまま地料を上げて管理して良いのか，その辺が全然皆目，わかりませんので，その大体の線をですね資料として出して載くならば直ぐある程度度は見透しが付けられるんぢやないかというふうに考えられる訳です。それとあの地域の実状を私前から見ておりますが，やはり地価はものすごく上つておりますが，賃貸料においては以前として民間の場合は上つております。それからするとやはり後何ヶ月年，或は来年が更新だと契約更新だという事になるんだが，はたして市が意図している地料が，地料の値上がり出来るかどうか，それに対してある程度疑問を持つておりますので，そいつた様な面と，それから平均してどの程度売れるかどうか，その辺の比叡になる資料がなりかねる。はつきりした線が打出せないかというふうに考えますが，それについて。

市長～一応この財産もまず処分しても良いというこの諮問に対して答申を得られるならば，その時期とか値段とかいうものは，更に委員会をですね，作つてそしてそこで査定をし，大体どの程度の値段が適当であると，又或は時期もそういうふうな最終的な計画は，これから立てるので今すぐいくられ売れるとかいう事はまだ考えておりません。

4番～処分をするという諮問を答申するからにはですね，どの程度で売れるんぢやないかと，そうすると平均してどの程度どれが借すよりかは良いし，或は又使用者においてもですね，ずっと前から買いたいという様な市民からはつきり意向がもらしておりますが，しかし，市が今まで売らなかつたんだという事が，今までの経過でありますので，そいつた所によつて売つても良いという答申がですね，売つても良いという答申はお七つやつしやる様に具体的な・例えば前の方がいくらとか，或は後はいくらといつたように値段のですね。差額が出て来るんぢやないかと思いますが，あの周囲のですね，状況からしてどの程度売れるから売つた方が貸すよりは良いんだという様なですね。ある程度の資料がでないかぎり議会として，売つても良いとか或は売るよりは値上して貸した方が良いんだといつた様な基本的な線がはつきり打出せないんぢやないかといつた様な点で。

役員～基本的な線というのは適当な値段であれば売つても良いかという事であります。あの辺の周辺を調査してですね，今の所は基本的な何はあの辺の地代もいろいろ調べて資料も集めて，そして道もそこはいくらと，それから一寸中へ入るといいくらというふうに段階がつくと思うんですが，適当な値段という事，今の所いくらという線は一寸持つておりません。

議長～暫休憩いたします。(午前11時39分)

議長～再開いたします。（午前11時46分）

4番～もう少し真意を、もう1回確かめたいと思つております。今まで管理してまいつた訳であります。管理の成績を上げるために相当努力をして来たんだが現時点においては、そのまま管理するよりか処分して又外の所でうんと投資的に運用したいんだと、その資金を運用したいんだという事がはつきり伺えると思いますが、そういうふた様な真意がはつきりしておりますか。

市長～はい。

1番～念のためもう1つお聞きしたいと思います。この質問の内容はあくまでも基本的な方向を決定するものであつて、その問題が具体化した場合には新しく議会の議決又は選挙人の投票に付すべき財産、營造物、又は議決に付すべき契約に関する条例の第2条を適用して、議会の決議を求めるという方針で打出されたんですね。そういうふうに解しやくしたいと思いますが。

議長～大体質疑もつきたようありますが、本案に対する質疑を打切ることに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

4番～本質問の市有財産の管理及び処分についてであります。只今までの審議の過程においてやはり現在管理している。該地域においてはいろいろな面で支障があつた事も充分伺えました。尚又その管理するよりは専門的で効率的に運用したいんだという様な市長のはつきりした真意もございましたので、尚又この処分の方法については次々検討されると想いますが、基本的には処分に賛成して、そして処分の方法についてはもつと慎重に検討して、こちらにも上げてあります所の使用者に優先的に宅地をあたえるんだといった様な立場から進めて戴きたいと思います。

議長～外にありませんか、なければ討論を打切りまいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないので、本案に対する討論を打切ることにいたします。

議長～再開いたします。(午前11時46分)

4番～もう少し真意を、もう1回確かめたいと思つております。今まで管理してまいつた訳であります。管理の成果を上げるために相当努力をして來たんだが現時点においては、そのまま管理するよりか処分して又外の所でうんと投資的に運用したいんだと、その資金を運用したいんだという事がはつきり伺えると思いますが、そういうふた様な真意がはつきりしておりますか。

市長～はい。

1番～念のためもう1つお聞きしたいと思います。この質問の内容はあくまでも基本的な方向を決定するものであつて、その問題が具体化した場合には新しく議会の議決又は選舉人の投票に付すべき財産、營造物、又は議決に付すべき契約に関する条例の第2条を適用して、議会の決議を求めるという方針で打出されたんですね。そういうふうに解しやくしたいと思います。

議長～大体質疑もついたようありますが、本案に対する質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

4番～本質問の市有財産の管理及び処分についてであります。只今までの審議の過程においてやはり現在管理している。該地域においてはいろいろな面で支障があつた事も充分伺えたし。尚又その管理するよりは専門として効率的に運用したいんだという様な市長のはつきりした真意もございましたので、尚又この処分の方法については次々検討されると思いますが、基本的には処分に賛成して、そして処分の方法についてはもつと慎重に検討して、こちらにも上げてあります所の使用者に優先的に宅地をあたえるんだといった様な立場から進めて載きたいと思います。

議長～外にありませんか、なければ討論を打切りまいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので、本案に対する討論を打切ることにいたします。

議長～諮問第2号、市有財産の管理及び処分についてを表決に付します。
原案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、諮問第2号、市有財産の管理及び処分については、原案通り可として答申することに決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午前11時52分)

議長～再開いたします。(午前11時53分)

議長～午前の日程はこれをもつて全部終りましたので、これをもつて終る
午後は2時より再開いたします。

議長～暫休憩いたします。(午前11時54分)

議長～再開いたします。(午後2時3分)

議長～日程の順に従いまして繼續審議中の議案第7号、1964年度宜野
湾市才入才出追加更正予算についてを議題といたします。
本案は質議の段階において繼續審議になつておりましたので引続き
質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後2時6分)

議長～再開いたします。(午後2時25分)

18番～才入才出款雜収入2目の過年度収入で賃貸料となつておりますが、
賃貸料は財産収入かと思う。あえて過年度収入にした理由は、過年
度収入になるとこれは公法上の債権になるか或は私法上の債権になる
のか、雜収となるのかと、賃貸料は当然財産収入だというふうに考
えるんですが、この雜収となると公法、私法問わず時効にかかるた
ものに対する雜収だというふうに解されるかと思うんですが、ここ
でいう所の9款の雜収の附記の所の賃貸料の解しやくですね。

助役～政府の方の何としましても充実の予算形式からしまして、充前のと
は附記の所も、滞納額越分については全部過年度収入、雜収入の過
年度収入の方で受ておりましたので、税金については滞納額越によ
つてその税金の段で整理すべきだというふうな見解で、この賃貸料
については雜収入というふうになつておりますが、過年度収入とい
う何からしまして過年度収入の方が款は雜収入の款になつております。

（質問者） お尋ねいたしましたが、本件は既ず了然と御存じなことと存じます。

議長～諮問第2号、市有財産の管理及び処分についてを表決に付します。
原案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、諮問第2号、市有財産の管理及び処分について、原案通り可として答申することに決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午前11時52分)

議長～再開いたします。(午前11時53分)

議長～午前の日程はこれをもつて全部終りましたので、これをもつて終る
午後は2時より再開いたします。

議長～暫休憩いたします。(午前11時54分)

議長～再開いたします。(午後2時3分)

議長～日程の順に従いまして継続審議中の議案第7号、1964年度宜野
湾市才入才出追加更正予算についてを議題といたします。
本案は質議の段階において継続審議になつておりますので引き続き
質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後2時6分)

議長～再開いたします。(午後2時25分)

18番～才入才出で9款雜収入2目の過年度収入で賃貸料となつておりますが、
賃貸料は財産収入かと思う。あえて過年度収入にした理由は、過年
収入になるとこれは公法上の債権になるか或は私法上の債権になる
のか、雜収となるのかと、賃貸料は当然財産収入だというふうに考
えるんですが、この雜収となると公法、私法問わず時効にかかるた
ものに対する雜収だというふうに解されるかと思うんですが、ここ
でいう所の9款の雜収の附記の所の賃貸料の解しやくですね。

助役～政府の方の何としましても充實の予算形式からしまして、充前のと
は附記の所も、滞納繰越分については全部過年度収入、雜収入の過
年度収入の方で受けておりましたので、税金については滞納繰越によ
つてその税金の段で整理すべきだというふうな見解で、この賃貸料
については雜収入というふうになつておりますが、過年度収入とい
う何からしまして過年度収入の方が款は雜収入の款になつております。

18番～過年度収入では間違ないかと思うんですが、政府の見解と、ここでいう所の予算上は財産収入だと、年度が過ぎてしまえば、又それで受けるという根拠があるかどうか。

助役～別にそういう根拠はありませんか。

18番～そうなると、もちろんこれは形式の現し方の問題だと思うんですが、そういう事は別として政府の見解がどうあろうが、実際に3款で受るべきのが妥当であるか、或はこれを9款の過年度収入だと、しかし附記には賃貸料という事になると、その見解について、お伺いいたします。

助役～賃貸料の何については、財産収入には間違はないんですが、先きから申上げます様うに過年度支出・過年度収入という立前で雑収入、雑支出というふうな取り扱いをしておるのでございますが、これをこの取扱いをしておりますのは税金については、そういうふうな見解を政府の方も表明しているのでございますが、この方については別に今の所は表明しておりませんので、これから検討して行きたいと思つております。

債権の権利はないんだと、ここでいう所の賃貸料は当然計上されて未収の分だというふうにならると、ここでいう所の雑収入の過年収入というのと雑収入というのとは性格が違うと、直ぐ1挙で決算と比べて見た場合には何だか賃貸料の時効にかかる分の収入だと解されるんだが、ここでいう所の賃貸料そのものは時効にかかる分のものが、含まれておるかですね。

助役～時効にかかる分のものは含まれておりません。

18番～そうなると当然の財産収入という事には變りはないんだという事ですね、前回までの予算が費目存置だと、決算に現われておりますのが2,590ドル、そこらの未収入である。その内のどれが主になつておるかですね。その賃貸料の主な未収の、ここで入つたという分についてどこが主に地域の賃貸料が主なるか。

助役～過年度収入でございますが、この方。

18番～それと過年度という事になると、その内の年度別は。

助役～年度別ははつきり数字は持つておりませんですが、61.62.63年があるんぢやないかと思つております。

18番～決算に現れている所の2,590ドルそちらと比較しました場合には、まだ相当の賃貸料の未収があるんだというような事がいえるかと思うんですが、あるかどうか。

18番～過年度収入では間違ないかと思うんですが、政府の見解と、ここでいう所の予算上は財産収入だと、年度が過ぎてしまえば、又それで受けるという根拠があるかどうか。

助役～別にそういう根拠はありませんか。

18番～そうなると、もち論これは形式の現し方の問題だと思うんですが、そういう事は別として政府の見解がどうあろうが、実際に3款で受るべきのが妥当であるか、或はこれを9款の過年度収入だと、しかし附記には賃貸料という事になると、その見解について、お伺いいたします。

助役～賃貸料の何については、財産収入には間違いないんだが、先きから申上げます様うに過年度支出、過年度収入という立前で雑収入、雑支出というふうな取り扱いをしておるのでございますが、これをこの取扱いをしておりますのは税金については、そういうふうな見解を政府の方も表明しているのでございますが、この方については別に今の所は表明しておりませんので、これから検討して行きたいと思つております。

債権の権利はないんだと、ここでいう所の賃貸料は当然計上されて未収の分だというふうになつると、ここでいう所の雑収入の過年収入というのと雑収入というのとは性格が違うと、直ぐ1挙で決算と比べて見た場合には何だか賃貸料の時効にかかつた分の収入だと解されるんだが、ここでいう所の賃貸料そのものは時効にかかつた所のものが、含まれておるかですね。

助役～時効にかかつておるのは含まれておりません。

18番～そうなると当然の財産収入という事には變りはないんだという事ですね、前回までの予算が費目存置だと、決算に現われておりますのが2,590ドル、そちらの未収入である。その内のどれが主になつておるかですね。その賃貸料の主な未収の、ここで入つたという分についてどこが主に地域の賃貸料が主なるか。

助役～過年度収入でございますが、この方。

18番～それと過年度という事になると、その内の年度別は。

助役～年度別はつきり数字は持つておりませんですが、61.62.63年があるんぢやないかと思つております。

18番～決算に現れている所の2,590ドルそちらと比較しました場合には、まだ相当の賃貸料の未収があるんだというような事がいえるかと思うんですが、あるかどうか。

助役～この外にはございません。この決算に現わされておる額外に、これ全部過年度収入として調定されております。

18番～賃貸料は相手から納めて入つたものであるか、督促をして入つた収入であるか。

助役～これは督促の何ぞございます。

10番～1項の都市計画費の工事請負費の2,800ドルの減について御説明願います。

助役～私の方からお答え申上げます。この方は62年度から63年度までの工事としまして、普天間の30号線よりの排水工事がありますが、これの続きとして64年度にもこれらの工事を政府にお願いしてやるんだというふうに当初予算においては計上しておきましたが、前に市長さんの方から御説明がありました通りに、政府予算では、これは64年度にはどうしてもできないと、日本援助の資金にまわさなければ出来ないというふうな事で、64年度で実施見込みがない様子になつておりますので、この方の減でございます。

10番～政府予算の場合には2万ドル計上されておりますが、又才入の方の政府補助が当初予算よりは上つて金額は上つておりますが、いわゆるこれを含めた当初予算の内容であります、その補助をなくして政府の補助金が上つているのは、どういう事業、どういうものにおいて金額が上つているか。

助役～この2,800ドルのとは、先き申し遅れましたが、政府補助金としての2,800ドルではございません。

先き申上げました普天間の排水工事の資金2万ドルの内の總応費の4,000ドルというふうな額が結局は不用というふうなかつこうということになりますので、政府補助金の分は今の所まだつながりをもたず意味において、そのままにしておきます。總応費の方だけ減にしてある訳であります。この4,000ドルが結局は減にならなければいけない訳でございますが、すばらん通りの橋梁工事の何に付いてまして、当初予算において18,000ドル見込ん予算は取られておりましたが、この方が政府査定の何において1,200ドルになつておりますので、このふえた分の總応費の方が結局は1,200ドルになつておりますので。その方が4,000ドルで、こちらで減るべきだつたんだが、向こうの方に1,200ドル行つておりますので、結局2800ドルの減というふうになつてある訳でございます。

40番～只今の2,800ドルの減については、政府予算では出来ないという事ですね。64年度においてはこの工事見積り額はいくらですか。

助 役～この外にはございません。この決算に現われておる額外に、これ全部過年度収入として調定されております。

18番～賃貸料は相手から納めて入つたものであるか、督促をして入つた収入であるか。

助 役～これは督促の何でございます。

10番～1項の都市計画費の工事請負費の2,800ドルの減について御説明願います。

助 役～私の方からお答え申上げます。この方は62年度から63年度までの工事としまして、普天間の30号線よりの排水工事がありますが、これの続きとして64年度にもこれらの工事を政府にお願いしてやるんだというふうに当初予算においては計上しておきましたが、前に市長さんの方から御説明がありました通りに、政府予算では、これは64年度にはどうしてもできないと、日本援助の資金にまわさなければ出来ないというふうな事で、64年度で実施見込みがない様子になつておりますので、この方の減でございます。

10番～政府予算の場合には2万ドル計上されておりますが、又才入の方の政府補助が当初予算よりは上つて金額は上つておりますが、いわゆるこれを含めた当初予算の内容であります。その補助をなくして政府の補助金が上つているのは、どういう事業、どういうものにおいて金額が上つているか。

助 役～この2,800ドルのとは、先き申し遅れましたが、政府補助金としての2,800ドルではございません。

先き申し上げました普天間の排水工事の資金2万ドルの内の対応費の4,000ドルというふうな何が結局は不用というふうなかつこうということになりますので、政府補助金の分は今の所まだつながりをもたず意味において、そのままにしておきます。対応費の方だけ減にしてある訳であります。この4,000ドルが結局は減にならなければいけない訳でございますが、すずらん通りの補償工事の何に付きました、当初予算において18,000ドル見込ん予算は取られておりましたが、この方が政府査定の何において1,200ドルになつておりますので、このふえた分の対応費の方が結局は1,200ドルになつておりますので、その方が4,000ドルで、こちらで減るべきだつたんだが、向こうの方に1,200ドル行つておりますので、結局2800ドルの減というふうになつてある訳でございます。

4番～只今の2,800ドルの減については、政府予算では出来ないという事ですね。64年度においてはこの工事見積り額はいくらですか。

助 役～20,000 ドルです。

4 番～20,000 ドルですか。そうしますと日本政府からの援助資金ぢやないといかんと、今の御説明でありますと、これの見透についてです。

助 役～今の所はつきりしておりません。

4 番～そうするとせつかく64年度において計画したのが、政府の補助金ではできないという事で、65年度においても見込みはない事が見解にされた訳ですか。

助 役～この方は64年度でございますので、65年度はこれからという事になりますので、あれとの関連はない訳です。

4 番～だから65年度においても一応計画はもつてありますか。

助 役～これは引続き施工というふうな考え方を持つておりますので、こつちとしましては、中学校入門の方からの排水、それから歩道工事、これを計画しておる訳でございまして、その方の何んとして結局は64年度においては政府独特の資金では出来ない。日本政府の援助資金ぢやなければというふうな何ぞ、今の所64年度では見込の方がうすいようなかつこうになつております。これが65年度で果して出来るかどうかということについて、現段階において、まだはつきしておりません。

4 番～それから才入であります、5款1項5目の産業補助金であります。この補助金は929ドルはいつておりますが、これの申請額はいくらになりますか、こちらから申請した額についてはどの位の額が申請されたか。

助 役～この方が申請額になつている訳でござります。

4 番～やはりその場合には自主的な市の計画によつて政府に申請するという仕組になつていると思いますが、そういう事になるんぢやなくして、向こうからこれだけやるから、こうしなさいといった様な式のものであるかどうか。

助 役～この方は割当式のものではございません。市の計画によつて政府の方が補助を出すことであります。

4 番～市が申請した全額もらえたという事になるのか、

助 役～この方はですね、申請の段階でありますと指令の何については、はつきまださせておりませんので、政府としては、こつちの方政府の

助 役～20,000 ドルです。

4 番～20,000 ドルですか。そうしますと日本政府からの援助資金ぢやないといかんと、今の御説明でありますと、これの見透については。

助 役～今の所はつきりしておりません。

4 番～そうするとせつかく64年度において計画したのが、政府の補助金ではできないという事で、65年度においても見込みはない事が見解にされた訳ですか。

助 役～この方は64年度でございますので、65年度はこれからという事になりますので、あれとの関連はない訳です。

4 番～だから65年度においても一応計画はもつておりますか。

助 役～これは引き続き施工というふうな考え方を持つておりますので、こつちとしましては、中学校入口の方からの排水、それから歩道工事、これを計画しておる訳でございまして、その方の何んとして結局は64年度においては政府独特の資金では出来ない。日本政府の援助資金ぢやなければというふうな何で、今の所64年度では見込の方がうまいようなかつこうになつております。これが65年度で果して出来るかどうかということについて、現段階において、まだはつきしております。

4 番～それから才入でありますが、5款1項5目の産業補助金でありますこの補助金は929ドルはいつておりますが、これの申請額はいくらになりますか、こちらから申請した額についてはどの位の額が申請されたか。

助 役～この方が申請額になつてゐる訳でございます。

4 番～やはりその場合には自主的な市の計画によつて政府に申請するという仕組になつてゐると思いますが、そういう事になるんぢやなくして、向こうからこれだけやるから、こうしなさいといつた様な式のものであるかどうか。

助 役～この方は割当式のものではございません。市の計画によつて政府の方が補助を出すことであります。

4 番～市が申請した全額もらえたという事になるのか。

助 役～この方はですね、申請の段階でありまして指令の何については、はつきまださせておりませんので、政府としては、こつちの方政府の

補助金はないにしても計画している所へ政府の方が統一化の面と、それから花一杯運動の立派の方から政府の方針が従来の方針と変つて補助を市町村の方でこういう何を經營する所においては補助を出すというふうな何から今度から、今年の年度途中から、そういうふうに変つて来ましたので、ちょうどこつちの方もそういうふうな何で計画しておりました所へ、これが政府から来ましたので、こつちの計画高を政府の方に申請してある訳であります。政府の方としては大体そういうふうな何で出来るんぢやないかという見解はしておりますので、まだはつきした内示は受けておりません。

4 番～才出の2款5項3目の退職給与金の1,330ドルについての御説明を願います。更に又次のページの今日加入された所の旅費、それから報償費800ドルについて説明願います。それから最後のページの7款1項20目の20節でありますが、この土地賃借料でありますがこれはどこに賃借しておりますか。現在市がもつている所有している土地ではこの種びようほの設置は出来ないかどうか。それについてお伺いします。

市長～都市計画費の中の調査費の委託費を2,500ドルにし、そして4節と3節を新らしくそこに加入して、4節旅費それから8節の報償費各々200ドルに100ドルを出してありますね。この所を私の方から御説明申上げたいと思います。この委託費の方はずつとこれから続けてやるんですが、これだけではどうせ完成もしない。そこでこの仕事を進めるのにどうしても調査がいりますので。この際ちょうど議員団が出発する期会に、これは調査の方法はこれから打合せて日程はきめるんですが、助役さんを本土の方に、時にもつと具体的に申上ると埋立事業の面を調査してもらうとこう思っております。ここには都計調査費になつておりますが、もつと具体的に埋立事業として名前付けてさしつかえないんじやないかと思いますが、市では埋立は該都計の1環としてやつておりますので、こちらには埋立調査費というふうにしてあります。その場合にどうしても資料得るには行先地にいろいろお世話にもなるし、或は資料を載くにも、そのままでは困ると思いますので、一応ここに報償費として100ドルだけは向こうに調査地における所の謝礼として、ここに予算を出した訳であります。尚その外の個所は助役やその他の関係課長から説明して戴きます。

総務課長～退職給与金の御質問でございますが、この方は前収入役への退職給与金であります。現在の収入役への退職給与金であります。その方は職員の場合と、それから吏員の場合ですね、吏員の場合と今度は役職員の場合とは役職の場合は身分上において違いがござります、それで一般役職員から今度は一般吏員の方から役職に何する場合には、一応吏員はやめて、そして役職として任命するというふうな事になりますので、身分上は一応は切れるという事になります。

補助金はないにしても計画している所へ政府の方が特化の面と、それから花一杯運動の2つの方から政府の方針が従来の方針と變つて補助を市町村の方でこういう何を經營する所においては補助を出すというふうな何から今度から、今年の年度途中から、そういうふうに變つて来ましたので、ちょうどこつちの方もそういうふうな何で計画しておりました所へ、これが政府から来ましたので、こつちの計画高を政府の方に申請してある訳であります。政府の方としては大体そういうふうな何で出来るんぢやないかという見解はしておりますので、まだはつきした内示は受けておりません。

4 番～才出の2款5項3目の退職給与金の1,330ドルについての御説明を願います。更に又次のページの今日加入された所の旅費、それから報償費800ドルについて説明願います。それから最後のページの7款1項20目の20節でありますが、この土地賃借料でありますがこれはどこに賃借しておりますか。現在市がもつている所有している土地ではこの種びようほの設置は出来ないかどうか。それについてお伺いします。

市長～都市計画費の中の調査費の委託費を2,500ドルにし、そして4節と8節を新らしくそこに加入して、4節旅費それから8節の報償費各々200ドルに100ドルを出してありますね。この所を私の方から御説明申上げたいと思います。この委託費の方はずつとこれから続けてやるなんですが、これだけではどうせ完成もしない。そこでこの仕事を進めるのにどうしても調査がいりますので。この際ちよど議員団が出発する期会に、これは調査の方法はこれから打合せて日程はきめるんですが、助役さんを本土の方に、特にもつと具体的に申上ると埋立事業の面を調査してもらうところ思つております。ここには都計調査費になつておりますが、もつと具体的に埋立事業として名前付けてさしつかえないんじやないかと思いますが、市では埋立はは都計の1環としてやつておりますので、こちらには埋立調査費というふうにしてあります。その場合にどうしても資料得るには行先地にいろいろお世話にもなるし、或は資料を載くにも、そのままでは困ると思いますので、一応ここに報償費として100ドルだけは向こうに調査地における所の謝礼として、ここに予算を出した訳であります。尚その外の個所は助役やその他の関係課長から説明して戴きます。

総務課長～退職給与金の御質問でございますが、この方は前収入役への退職給与金であります。現在の収入役への退職給与金であります。その方は職員の場合と、それから吏員の場合ですね、吏員の場合と今度は役職員の場合とは役職の場合とは身分上において違ひがござります、それで一般役職員から今度は一般吏員の方から役職に何する場合には、一応吏員はやめて、そして役職として任命するというふうな事になりますので、身分上は一応は切れるという事になります。

それでこの方は現役入役の吏員当時の分の退職給与金、これが1,230ドル、それから労働基準法によりまして年次有給休かという方がございます。この有給休かが240時間まで積立なるわけであります、その240時間の分と相方の合計で1,330ドルというふうな何になります。

助 役～びようほの土地の件でございますが、現在まで野だけのずっと上の方中城境界の方でびようほをもつておりましたが、今回の計画又びようほのあり方からしてどうしても現在持つている所は不適であるという何でどうしても新たに持たなければいけないという何で適地を野だけの方にさがしてありますので、その方、もとあつたびようほを今度はかえして、新らしく適當な個所をさがしておるという様な何になつております。

4 番～現在市の所有しておる土地が市内にあつちこつちにあります、例えば志真志の大久保原も、そうとうヒヨクしている土地であるし、野だけの土地とそう變らんぢやないかというふうに考えられますがなぜそういうた、せつかく市がもつておる土地を貸わないので、あえて他の土地を借りなければならぬかですね。

助 役～この方はびようほの性質からしてどうしても管理面又~~はまよ~~木養成の何からしまして現在市の方が持つておる個所では不適當だという何ぞ外の土地を求めるというふうにしております。
なよ

4 番～土質の関係ですか。

助 役～土質でございません。管理面ですね。

4 番～~~土質でございません~~

4 番～市が直接管理しているんぢやないですか。

助 役～なえ木養成でございますので、普通のいもなえとか、キビなえの場合だつたらそういう事も考えられん事もないんですが、特種なえ木の養成になつておりますので、その管理上どうしても、適當な個所を求めなければいけないようだ、現在もつておる市有地の方では不適當だというふうな見解でございます。

4 番～調査費と謝礼金でありますが、埋立事業の基礎調査という事になると基礎作りのために大きな私は仕事ぢやないかと、そういうふうに考えますが、果してこれだけで充分かどうかむしろ私はもつとふやして、この大きな収穫を上げるべきぢやないかというふうに考えますが、それについて。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時5分)

それでこの方は現収入役の吏員当時の分の退職給与金、これが1,230ドル、それから労働基準法によりまして年次有給休かという方がございます。この有給休かが240時間まで積立なるわけであります。その240時間の分と相方の合計で1,330ドルというふうな何になります。

助 役～びようほの土地の件でございますが、現在まで野だけのずっと上の方中城境界の方でびようほをもつておりましたが、今回の計画及びようほのあり方からしてどうしても現在持っている所は不適であるという何でどうしても新たに持たなければいけないという何で適地を野だけの方にさがしてありますので、その方、もとあつたびようほを今度はかえして、新らしく適當な個所をさがしておるという様な何になつております。

4 番～現在市の所有しておる土地が市内にあつちこつちにあります。例えば志真志の大久保原も、そうとうヒヨクしている土地であるし、野だけの土地とそう變らんぢやないかというふうに考えられますがなぜそういつた、せつかく市がもつている土地を使わないで、あえて他の土地を借りなければならぬかですね。

助 役～この方はびようほの性質からしてどうしても管理面及び木養成の何からしまして現在市の方が持つている個所では不適當だという何で外の土地を求めるというふうにしております。
たま

4 番～土質の関係ですか。

助 役～土質でございません。管理面ですね。

4 番～~~番～~~土質でございません。

4 番～市が直接管理しているんぢやないですか。

助 役～なえ木養成でございますので、普通のいもなえとか、キビなえの場合だつたらそういう事も考えられん事もないんですが、特種なえ木の養成になつておりますので、その管理上どうしても、適當な個所を求めなければいけないようで、現在もつている市有地の方では不適當だというふうな見解でございます。

4 番～調査費と謝礼金でありますが、埋立事業の基礎調査という事になると基礎作りのために大きな私は仕事ぢやないかと、そういうふうに考えますが、果してこれだけで充分かどうかむしろ私はもつとふやして、この大きな収穫を上げるべきぢやないかというふうに考えますが、それについて。

議 長～暫休憩いたします。（午後3時5分）

議長～再開いたします。(午後3時10分)

3番～4款1項1目の道路維持修繕費の石粉代であります。当初予算で4,980ドルを維持修繕費に組まれておますが、例年の例を取つて行つた場合には、石粉が大分足らんと、市の需要にみたさなかつたということであります。この200ドルを追加することにおいて、充分であるかどうかですね。どういう方法でその石粉の採石或は分配の方法を考えておられるか、その点建設課長からよろしいですか御説明願います。

建設課長～私の方から御説明申上げます。この追加更正される200ドルは石粉の原材料費に当てようと考えております。これは11月20日から4日間にわたつて野だけの方から石粉を採石して、それでこの分についてこの5月にもう一麥石粉を出す予定でありますので、その分を見込んで、尚200ドルたりないということで、この200ドルを追加してある訳であります。これによりましてこの5月にも前年度と同じように石粉がまかれるんじやないかとこういうふうに思つております。

3番～野だけの方から石粉を取つてある訳ですか、嘉数の前にも石粉があるし、大山の方にもあるんですが、あの状況はどうなつていますか

建設課長～大山と嘉数のこの石粉は非常に現在取りにくく状態であります。それでブルを入れまして取つてもなかなか取れないと、現在では市販されている石粉、一般に売つている石粉を取つた方がいい位まで行つてある訳なんです。それでこの石粉を取つて行く場合にどうしても取りにくい場合には、ブルのあいている時に、その作業をやられて、それで早急に入る場合は、他から持つてくるとか、それから又相談によつて取りやすい山から取つてある訳です。今度の場合も野だけの方から取つております。

3番～野だけの方は市の石粉取り場ですが、それとも個人有のものを請負させて買うという訳ですか。

建設課長～部薦有であります。

3番～部薦有、条件はどうなつておりますか。

建設課長～条件は1台に入れて2ドル50セントというふうな計算になつております。

3番～\$2,50ですね。これは現場まで持つて来てですか。

建設課長～はい。そうであります。

議長～再開いたします。(午後3時10分)

3番～4款1項1目の道路維持修繕費の石粉代であります。当初予算で4,980ドルを維持修繕費に組まれておりますが、例年の例を取つて行つた場合には、石粉が大分足らんと、市の需要にみたさなかつたということであります。この200ドルを追加することにおいて、充分であるかどうかですね。どういう方法でその石粉の採石或は分配の方法を考えておられるか、その点建設課長からよろしいですか御説明願います。

建設課長～私の方から御説明申上げます。この追加更正される200ドルは石粉の原材料費に当てようと考えております。これは11月20日から4日間にわたつて野だけの方から石粉を採石して、それでこの分についてこの5月にもう一麥石粉を出す予定でありますので、その分を見込んで、尚200ドルたりないということです。この200ドルを追加してある訳であります。これによりましてこの5月にも前年度と同じように石粉がまかれるんじやないかとこういうふうに思つております。

3番～野だけの方から石粉を取つている訳ですか。嘉数の前にも石粉があるし、大山の方にもあるんですが、あの状況はどうなつていますか

建設課長～大山と嘉数のこの石粉は非常に現在取りにくい状態にあります。それでブルを入れまして取つてもなかなか取れないと、現在では市販されている石粉、一般に売つている石粉を取つた方がいい位まで行つてある訳なんです。それでこの石粉を取つて行く場合にどうしても取りにくい場合には、ブルのあいている時に、その作業をやらして、それで早急に入る場合は、他から持つてくるとか、それから又相談によつて取りやすい山から取つている訳です。今度の場合も野だけの方から取つております。

3番～野だけの方は市の石粉取り場ですが、それとも個人有のものを請負させて買うという訳ですか。

建設課長～部落有であります。

3番～部落有、条件はどうなつておりますか。

建設課長～条件は1台に入れて2ドル50セントというふうな計算になつております。

3番～\$2,50ですね。これは現場まで持つて来てですか。

建設課長～はい。そうであります。

8 番～只今の道路維持修繕費に関連して、今のこの200ドルの石粉というものは専門だけ管内のものを使用するとなつていますが、前年度の予算に4,980ドルというふうに計上され、更にこの場合追加更正で200ドルというふうになつておりますが、政府の事業でもユツの年間の計画がおありだと思つてありますけれども、この道路の維持修繕という場合に部署からの申し出によつて、そして追加更正で計上したのだと、或は当局といたしまして、道路維持修繕費の内年間、次はどこ、その次はどこという様な計画があつてのそういう様な予算措置であるのか。

建設課長～現在の所、そういう年次的なのは、まだ立ておりません。所が農道は今の所石粉しきで大体出来あがつておりますので、その雨とかいろいろの条件によつて石粉が流されております。それでそれを補てんするという程度に止めております。実際この道路を整理するとなると相当の金がかかる訳でありますので、現在の所補修程度に止めて、ちく次なおしていきたいと思います。

8 番～雨等の関係で農道がこわされるということ、その部署の申し出によつて、こういう追加更正をしたという様なお話しであります。これは道路修繕費にかかるすべての事業でもそうだと思うんでありますけれども、年間を通してのはつきりした、その計画をですね。この今後やつてもらいたいと、そうしないとゆき当りばつたりで、部署からここの個所がこわれたからその維持費としてやつて載きたいんだという様なことになりますと、市のこういうユツの都市計画という様な施策をして、それはつきりしないという様な個所が考えらるやしないかと思うんだが、将来は是非年間の計画ということによつてやつてもらいたい。

議長～暫休憩いたします。(午後3時20分)

議長～再開いたします。(午後3時21分)

10番～7款2項の共進会費でございます。まだ共進会も終つていないのでございますが、報償費の方は約当初予算を3分の1不用にされておりますが、どういつたもんが不用になつておるか、又当初の計画と現在の計画との違い、その辺について御説明願いたいと思います。

総務課長～私の方から補足説明申上げます。この方は当初予算を編成する当時共進会の持ち方そういうものと、それから現時点におゆる共進会の持方に少々変更を生じております。と申上げますのは一応この共進会というのは当初予算編成当時ににおいては、従来の行政区を主体にしまして各年度行なわれております様に地域共進会、各区単位の総合共進会、そういうふうな出品共進会というふうな角度で何しておりましたが、今回はちょうど途中でいわゆる12月前半では、

8 番～只今の道路維持修繕費に関連して、今のこの200ドルの石粉というものは野だけ管内のものを使用するとなつていますが、前年度の予算に4,980ドルというふうに計上され、更にこの場合追加更正で200ドルというふうになつておりますが、政府の事業でも1ツの年間の計画がおありだと思う訳でありますけれども、この道路の維持修繕という場合に部落からの申し出によつて、そうして追加更正で計上したのだと、或は当局といたしまして、道路維持修繕費の内年間、次はどこ、その次はどこという様な計画があつてのそういう様な予算措置であるのか。

建設課長～現在の所、そういう年次的なのは、まだ立ておりません。所が農道は今の所石粉しきで大体出来あがつておりますので、その雨とかいろいろの条件によつて石粉が流されております。それでそれを補てんするという程度に止めております。実際この道路を整理するとなると相当の金がかかる訳でありますので、現在の所補修程度に止めて、ちく次なおしていきたいと思います。

8 番～雨等の関係で農道がこれされるということぞ、その部落の申し出によつて、こういう追加更正をしたという様なお話しであります、これは道路修繕費にかかるすべての事業でもそうだと思うんでありますけれども、年間を通してのはつきりした、その計画をですね。この今後やつてもらいたいと、そうしないとゆき当りばつたりで、部落からここの個所がこわれたからその維持費としてやつて載きたいんだという様なことになりますと、市のこういう1ツの都市計画という様な施策をして、そのはつきりしないという様な個所を考えらりやしないかと思うんだが、将来は是非年間の計画ということによつてやつてもらいたい。

議長～暫休憩いたします。(午後3時20分)

議長～再開いたします。(午後3時21分)

10番～7款2項の共進会費でございます。まだ共進会も終つていないのでございますが、報償費の方は約当初予算を3分の1不用にされておりますが、どういつたもんが不用になつておるか。又当初の計画と現在の計画との違い。その辺について御説明願いたいと思います。

総務課長～私の方から補足説明申上げます。この方は当初予算を編成する当時共進会の持ち方そういうものと、それから現時点における共進会の持方に少々変更を生じております。と申上げますのは一応この共進会というのは当初予算編成当時ににおいては、従来の行政区を主体にしまして各年度行なわれております様に地域共進会、各区単位の総合共進会、そういうふうな出品共進会というふうな角度で何しておりましたが、今回はちょうど途中でいわゆる12月前半までは、

いわゆる旧部落形態でございましたが、1月以降新行政区になりましたの
したので、特にいわゆる団体共進会、地区区単位の共進会ですか。
これについては前半分と後半分の区域の変更とか、そういうことで
採点がむつかしいというふうなことから、この団体共進会は今回は
一応何すると、新年度から又新しい単位とした新しい区を単位とし
た総合共進会の持ちかたを検討していくということで、いわゆる年
度途中において、行政区再編というふうな大きな事業がございました
ので、自らこれの旧単位を主体として計画しておつたものが、
廢止せざるを得なくなつたというふうな点が誠の大きな原因になつ
ております。

- 3 番～もう1つだけ、2款4項の營繕費の施設費であります、991ドル
の予算に対して550ドルの更正になつておりますが、4月までそこで工事しているものは、この追加の分であるのか、前の予算枠の分の工事であるかですね。

総務課長～現在やつておるものは、前の分でございます。今回のこれは、ちょうどあの災害救助関係の何とも関連して、毎月タラ物資というのがまいっております。民政府の方からもこのタラ物資の管理について非常に厳密な示達がされております。というのはネズミとかいろいろそういうものからの保護、それから今度はうちの市の場合には倉庫が農薬とか、そういう薬とちやんほんしてありましたので、非常に危険を感じると、そういうふうな事から民政府からも相当厳重な示達を受けまして、幸い今度向こうを書類、それから薬品といふことをはつきり区別して改造しようと、この新たな分は特に物資倉庫の前をとう難予防といふから恒久的なシヤツター取付け工事を想定しております。そういうものの今後の何が今度の計上額で、従来やつているのは、従来の予算による処置でございます。

- 3 番～一括請求でない訳ですね。

総務課長～そうです。シヤツター工事は切り離してやつております。

- 5 番～共進会費の中の需要費1,698ドルの内費であります。これのいわゆる受賞資格の条件と市税或は水道使用料、或は土地建物のいわゆる賃貸料こういった、いわゆる滞納者との関係はどうなつていますか。例えは滞納している人のですね、この受賞者の中にありますか。報償費の対象者の中にはですね、共進会においていわゆる表賞その他やりますね。その方が仮りにある裏面においては、そういうふうな市税或は使用料とか付の義務を果してない、そういうつた関連はどうなつておりますか。

助役～報償の何については、報償の目的の何だけからしか査定はされておりません。只今の市税納付の状況或は使用料、滞納の状況そういう

いわゆる旧部落形態でございましたが、1月以降新行政区になりませたので、特にいわゆる団体共進会、地区区単位の共進会ですか。これについては前半分と後半分の区域の変更とか、そういうことで探点がむつかしいというふうなことから、この団体共進会は今回は一応何すると、新年度から又新しい単位とした新しい区を単位とした総合共進会の持ちかたを検討していくということで、いわゆる年度途中において、行政区再編というふうな大きな事業がございましたので、自らこれの旧単位を主体として計画しておつたものが、廢止せざるを得なくなつたというふうな点が減の大きな原因になつております。

3 番～もうユウだけ、2款4項の營繕費の施設費がありますが、991ドルの予算に対して550ドルの更正になつておりますが、4月までそこで工事しているものは、この追加の分であるのか、前の予算枠の分の工事であるかですね。

総務課長～現在やつておるもののは、前の分でございます。今回のこれは、ちょうどあの災害救助関係の何とも関連して、毎月ダラ物資というのがまいしております。民政府の方からもこのダラ物資の管理について非常に厳密な示達がされております。というのはネズミとかいろいろそういうものからの保護、それから今度はうちの市の場合には倉庫が農薬とか、そういう薬とちやんほんしてありましたので、非常に危険を生じると、そういうふうな事から民政府からも相当厳重な示達を受けまして、幸い今度向こうを書類、それから薬品ということをはつきり区別して改造しようと、この新たな分は特に物資倉庫の前をとう難予防という何から恒久的なシヤツター取付け工事を想定しております。そういうものの今後の何が今度の計上額で、従来やつているのは、従来の予算による処置でございます。

3 番～一括請負でない訳ですね。

総務課長～そうです。シヤツター工事は切り離してやつております。

5 番～共進会費の中の需要費1,698ドル報償費あります。これのいわゆる受賞資格の条件と市税或は水道使用料、或は土地建物のいわゆる賃貸料こういった、いわゆる滞納者との関係はどうなつていますか。例えは滞納している人ですね。この受賞者の中にはありますか。報償費の対象者の中にはですね。共進会においていわゆる表賞その他ありますね。その方が振りにある反面においては、そういうふうな市税或は使用料とか納付の義務を果してない、そういうつた関連はどうなつておりますか。

助役～報償の何については、報償の目的の何だけからしか査定はされておりません。只今の市税納付の状況或は使用料、滞納の状況そういう

ふうな何は加味されておりません。

5 番～結局法から見て関連であるという場合には、すでにおいて関連であるという形で。

助 役～いやそういう意味ではございません。

5 番～いや、結局そういうふうになるんではないですか。

助 役～この方は従来部長の方にやつておりました。納税の表賞の何の場合には、これは納税成績のいい様な部落の方に報賞出しておる訳でございますが、他の報賞の何につきましては、例えばキビの多収獲でしたらその多収獲という何についての審査でありますと、税金とか借用料とか、そういうふうな何とからましての審査にはなつております。

5 番～それは徴税というふうなことになりますから、'納得出来ますが'、しかし施政におけるいわゆる指導育成という立場から共進会の部面において表賞するに値する方がおられる場合、もしその方が又一方納税の義務の面においては、やはりかんばしくない場合、これは一方をよい面をですね。よい面をやはり育てる意味において、そこに必要があれば、助役も市長も出かけていつて貴方々、一方ではこういうふうに非常に優秀な成績をあげております。しかし払うべきを忘れてはいますから払つて下さいといふうに、貴方々が向こうにさいけいれいしてでも払わすべきだと思うんですが、どうですか。

助 役～この方は報償の方は今の本年度の予算では組んでございませんですが、前に2・3回やつた様な何もございまして、その方につきましては、当然表賞に値する何からした場合においては、結局この方は好意というふうなかつこうになりますので、好意については義務と権利の方の両方から査定すべきじゃないかと考える訳でございますそれからその他の報賞の方で、そういうことまでやつていないという何につきましては、結局好意そのものに対する報償ぢやなくして物に対する何になつておりますので、こういう面までやられてないという訳でございます。

5 番～私が申上げたいのは、例えば経済課は経済課だけの分野からながめるんぢやなくて或は財政課もそうであります。共に相関連する問題が出た場合には、互に提携してやるべきであるのに、そういう態勢にあるかどうかに私は懸念しておる訳であります。以後その面に充分配慮してもらいますか、考慮してもらいますか。

助 役～検討の余地はあるんぢやないかと思つております。

ふうな何は加味されておりません。

5 番～結局法から見て関連であるという場合には、すでにおいて関連であるという形で。

助 役～いやそういう意味ではございません。

5 番～いや、結局そういうふうになるんではないですか。

助 役～この方は従来部落の方にやつておりました。納税の表賞の何の場合には、これは納税成績のいい様な部落の方に報賞出しておる訳でございますが、他の報賞の何につきましては、例えばキビの多収穫でしたらその多収穫という何についての審査でありますと、稿金とか借用料とか、そういうふうな何とからましての審査にはなつております。

5 番～それは徵税というふうなことになりますから、納得出来ますが、しかし施政におけるいわゆる指導育成という立場から共進会の部面において表賞するに値する方がおられる場合、もしその方が又一方納税の義務の面においては、やはりかんばしくない場合、これは一方をよい面をですね。よい面をやはり育てる意味において、そこに必要があれば、助役も市長も出かけていつて貴方々、一方ではこういうふうに非常に優秀な成績をあげております。しかし払うべきのを忘れてはいますから払つて下さいというふうに、貴方々が向こうにさいけいれいしてでも払わすべきだと思うんですが、どうですか。

助 役～この方は報賞の方は今の中年度の予算では組んでございませんですが、前に2・3回やつた様な何もございまして、その方につきましては、当然表賞に値する何からした場合においては、結局この方は好意というふうなかつこうになりますので、好意については義務と権利の方の両方から査定すべきじゃないかと考える訳でございますそれからその他の報賞の方で、そういうことまでやつていないという何につきましては、結局好意そのものに対する報賞ぢやなくして物に対する何になつておりますので、こういう面までやられてないという訳でございます。

5 番～私が申上げたいのは、例えば経済課は経済課だけの分野からながめるんぢやなくて或は財政課もそうであります。共に相關連する問題が出た場合には、互に提携してやるべきであるのに、そういう態勢にあるかどうかに私は懸念しておる訳であります。以後その面に充分配慮してもらいますか、考慮してもらいますか。

助 役～検討の余地はあるんぢやないかと思つております。

4 番～才入の手数料ですが、原動機付自転車の登録手数料、その場合道路運送法のどの規定にもとづいて、これがなされるか、或は又豊野湾市の手数料及び使用料の徴収条例の中では、その他の証明 0.17 セントとありますが、これでやられるのか、それについてもう少し御説明をお願いします。

総務課長～この方はですね一応道路運送法の一部改正になりまして、その一部改正の中で原動機付自転車のいわゆる登録事務が、市町村の方に移管されております。それでその移管の法律改正と付帯しまして行政主席はこの移管に伴う市町村で行う業務のですね。費用について規則でもつて手数料の何を決めなければならぬというふうになつて、主席の方が今度その法の施行規則という前提で市町村が取り扱う施行規則、規程以下の登録手数料に関する規程というものがござりますので、それでもつて一応徴収することになつております。これは法律による市町村の業務ということになつておりますが、これ村におけるあくまでも登録に対する業務であります。結局法とかすべてを市町村独自の規則規程ぢやなしに立法に伴う違反についての取締はを承知の角度でやるべきぢやないかというふうに考えて、取締りという面については、市町村としては現在の所干与出来ないんぢやないかと思つております。只登録に対する未登録者の催促ですか或は今度は何故登録をしないかとそういうふうな業務担当者としての立場上からの何は可能だと息いますが、取締りということは出来ないと思つております。

4 番～実際に業務をやる場合ですね、その自転車そのものが登録の業務務やる訳ですね、その場合に一応は、その物件とですね、整備されたかどうか、いろいろな作業がですね、あるかと思うんですがね、只ちや受付て直ぐプレートを上げて手数料を取つてしまうのか、或は又 1 の具体的なその業務のですね内容が。

総務課長～端的に申上げれば、今まで質問のあつた様な内容の程度でござります。ナンバープレートを差し上げまして取付けは指導しながら、場所とかそういう何を指定しまして取付けはさせます。

4 番～例えば登録したんだといつた様な検印ですね、検印もやる様になつていますか。

総務課長～それは申請がございますが、その車自体の封印はなされていないんぢやないかとこう思ひます。

18 番～土木費についてもう少し詳しく聞きたいと思います。5,180 ドル。この予算は現在までにどの位使用されおるか、大体で結構です。先程の質問もありましたが、例の 200 ドルこれは執行済であるか

4 番～才入の手数料であります、原動機付自転車の登録手数料、その場合道路運送法との規定にもとづいて、これがなされるか・或は又宜野湾市の手数料及び使用料の徴収条例の中で、その他の証明^{0,1}7セントとありますが。これでやられるのか、それについてもう少し御説明をお願いします。

総務課長～この方はですね一応道路運送法の一部改正になりまして、その一部改正の中で原動機付自転車のいわゆる登録事務が、市町村の方に移管されております。それでその移管の法律改正と付帯しまして行政主席はこの移管に伴う市町村で行う業務のですね。費用について規則でもつて手数料の何を決めなければならぬというふうになつて、主席の方が今度その法の施行規則という前提で市町村が取り扱う施行規則、規程以下の登録手数料に関する規程というのがござりますので、それでもつて一応徴収することになつております。これは法律による市町村の業務ということになつておりますが、これはあくまでも登録に対する業務であります。結局法とかすべてを市町村独自の規則規程ぢやなしに立法に伴う違反についての取締はさ承知の角度でやるべきぢやないかというふうに考えて、取締りという面については、市町村としては現在の所干与出来ないんぢやないかと思つております。只登録に対する未登録者の催促ですか或は今度は何故登録をしないかとそういうふうな業務担当者としての立場上からの何は可能だと思いますが、取締りということは出来ないと思つております。

4 番～実際に業務をやる場合でですね、その自転車そのものが登録の業務やる訳ですね、その場合に一応は、その物件とですね、整備されたかどうか。いろいろな作業がですね、あるかと思うんですがね、只ちや受付て直ぐプレートを上げて手数料を取つてしまうのか・或は又¹の具体的なその業務のですね内容が。

総務課長～端的に申上げれば、今ご質問のあつた様な内容の程度でござります。ナンバープレートを差し上げまして取付けは指導しながら、場所とかそういう何を指定しまして取付けはさせます。

4 番～例えば登録したんだといつた様な検印ですね、検印もやる様になつていますか。

総務課長～それは申請がございますが、その車自体の封印はなされていないんぢやないかとこう思います。

18番～土木費についてもう少し詳しく聞きたいと思います。5,180 ドル、この予算は現在までにどの位使用されおるか、大体で結構です。先程の質問にもありました、例の200 ドルこれは執行済であるか

今からやるというふうな計画のものであるのか。

建設課長～これは11月にキビの搬出がありまして、それで早急に石粉を出してくれとこういう様な各区からの申入れがありまして。それを早急に出そうという訳で、取り安やすい所の事だけの区にある山がございますが、この山の石粉を出しております。それでそのために、この5月にもう一麥石粉を出そうと思いますが、それに対して又更に不足する訳でありますので、その追加として200ドルを組んであります。そういうふうになつております。

18番～聞き違ひだつたかも知れませんが、先程の答弁の中でどこからかの区から申請があつてその200ドルはそこに出したんだというふうな聞き違いかと思うんですが、これはまちがいてですね。

結局は石粉を買あつたという様な予算ですね。

建設課長～はいそうなんです。

18番～そこで69年の決算にも指摘はしておきましたが、行政効果の面として道路維持修繕というのを、我々が考えるには既設の道路の修繕だというふうに解しておきました。決算に表われた所が必ずしもそういうふうな意図に使用されている様な形式ではなかつたと。しかしここで表われておりますのは、この現行予算においては、こういうふうな既設の道路に対して維持修繕だというふうに解していいかどうか・具体的行政効果・予算の運用面からして。

建設課長～維持修繕費でありますので、道路として現在使用中の道路で補装をした場合は、どうしてもそれに対して早急に補装をするという意味から出来るだけその道路が有効に使われている道路でしかも破損があるという場合は、相方から出して、そして当初の方針では基本的な施設をしながら補装もしていくという具合に考えておりますので、出来たらこの用途については多額の金を用するものは、鋼幅員も大きく取つて補装をしていくというふうにして行きたいと思っております。

18番～昨年度の決算に表われた額は決算額が7,900ドル余りになつております。然しながら内容を検討しますと、必ずしもそういうふうな意図に使用された金ぢやなかつたというふうなことも指摘したかと思います。そこで市の方針として道路新設改良費は一応は市内の道路の全部の予算を取りました所がぼく大な費用になつたと。そこで一応従来の方式を変えてそういう新設改良費の方は独自の立場で別の予算で施行しようというふうなことであつたかと思うんですがそれは規程には道路土木工事補助金だというふうな規程はある訳ですが、そういうふうなあん目の内の、いえば承認ですか、そういう一つのものだつたかと思うんですが、昨年の決算においては工事請負費

今からやるというふうな計画のものであるのか。

建設課長～これは11月にキビの搬出がありまして、それで早急に石粉を出してくれとこういう様な各区からの申入れがありまして、それを早急に出そうという訳で、取り安やすい所の野だけの区にある山がございますが、この山の石粉を出しておられます。それでそのために、この5月にもう一巻石粉を出そうと思いますが、それに対して又更に不足する訳でありますので、その追加として200ドルを組んであります。そういうふうになつております。

18番～聞き違ひだつたかも知れませんが、先程の答弁の中でどこからかの区から申請があつてその200ドルはそこに出したんだというふうな聞き違いかと思うんですが、これはまちがいですね。
結局は石粉を買うんだという様な予算ですね。

建設課長～はいそうなんです。

18番～そこで63年の決算にも指摘はしておきましたが、行政効果の面として道路維持修繕というのは、我々が考えるには既設の道路の修繕だというふうに解しておきました。決算に表われた所が必ずしもそういうふうな意図に使用されている様な形式ではなかつたと、しかしここで表われておられますのは、この現行予算においては、こういうふうな既設の道路に対して維持修繕だというふうに解していいかどうか・具体的行政効果・予算の運用面からして。

建設課長～維持修繕費でありますので、道路として現在使用中の道路で補装をした場合は、どうしてもそれに対して早急に補装をするという意味から出来るだけその道路が有効に使われている道路でしかも破損があるという場合は、相方から出して、そして当初の方針では基本的な施設をしながら補装もしていくという具合に考えておりますので、出来たらこの用途については多額の金を用するものは、議員も大きく取つて補装をしていくというふうにして行きたいと思っております。

18番～昨年度の決算に表われた額は決算額が7,900ドル余りになつております。然しながら内容を検討しますすると、必ずしもそういうふうな意図に使用された金ぢやなかつたというふうなことも指摘したかと思います。そこで市の方針として道路新設改良費は一応は市内の道路の全部の予算を取りました所がばく大な費用になつたと、そこで一応従来の方式を変えてそういう新設改良費の方は独自の立場で別の予算を施行しようというふうなことであつたかと思うんですがそれは規程には道路土木工事補助金だというふうな規程はある訳ですが、そういうふうなあん目の内の、いえば承認ですか。そういうしたものだつたかと思うんですが、昨年の決算においては工事請負費

とか或はその他の費用に相当多額な金が出されております。そこで今の御答弁の様にその道路維持修繕というは本来のすがたは既設の道路の修繕だというふうに解しますので、最高度にその面に使用してもらう様に強く御要望申し上げます。

建設課長～それから先程の使用した金額は2月までに3,270ドルであります
2月末までに。

議長～暫休憩いたします。(午後3時40分)

議長～再開いたします。(午後3時56分)

議長～質疑も大体ついたようですが、本案に対する質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がありますが、討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略することにいたします。

議長～議案第7号、1964年度宜蘭市才入才出追加更正についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第7号、1964年度宜蘭市才入才出追加更正予算については原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後3時58分)

議長～再開いたします。(午後3時59分)

とか或はその他の費用に相当多額な金が出されております。そこで今の御答弁の様にその道路維持修繕というのは本来のすがたは既設の道路の修繕だというふうに解しますので、最高度にその面に使用してもらう様に強く御要望申し上げます。

建設課長～それから先程の使用した金額は2月までに3,270ドルであります
2月末までに。

議長～暫休憩いたします。(午後3時40分)

議長～再開いたします。(午後3時56分)

議長～質疑も大体ついたようありますが、本案に対する質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がありますが、討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略することにいたします。

議長～議案第7号、1964年度宜野湾市才入才出追加更正についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第7号、1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算については原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後3時58分)

議長～再開いたします。(午後3時59分)

議長～全日程が全部終了いたしましたので、ここでをもつて1964年度第
14回宜野湾市議会定期会を閉会いたします。
皆様方には長期間にわたり慎重なる御審議をしていただきましてどうも御苦労様でした。

議長～閉会（午後4時）

上記会議録の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

1964年5月3日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員

議事録署名議員

川原弘行
喜屋敷行

議長～全日程が全部終了いたしましたので、ここでをもつて1964年度第
14回宜野湾市議会定例会を閉会いたします。
皆様方には長期間にわたり慎重なる御審議をしていただきましてどうも御苦勞様でした。

議長～閉会（午後4時）

上記会議録の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

1964年5月3日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員

議事録署名議員

石川兵吉
喜屋敷行